令和2年12月18日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである(24名)

1番 重 信 好 範 2番 Щ 田 真一郎 3番 増 田 誠 宏 4番 徳 畄 真 紀 5番 掛 田 勝 彦 6番 中 原 秀 樹 7番 橋 寿 文 8番 伊 藤 芳 則 惠美子 月 9番 Щ 村 戸 10番 宍 稔 11番 新 真 12番 藤 尚 弘 田 黒 13番 横 春 市 14番 鈴 深由希 治 光 木 15番 木 靖 弓 16番 藤 井 憲一郎 17番 掛 元 18番 保 実 治 19番 大 森 俊 和 20番 竹 原 孝 剛山 21番 齊 木 亨 22番 杉 原 利 明 23番 新 家 良 和 24番 小 田 次 伸

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

市 長 福 岡 誠 志 副 市 長 堂 本 昌 市 長 Ш 亮 総務部長 美 副 堀 細 健 みどり 経営企画部長 宮 脇 有 子 地域振興部長 中 原 市民部長 E 福祉保健部長 谷 原 英 上 牧 敏 市民病院部事務部長 子育て支援部長 長 真由美 片 尚 子 松 光 産業振興部長併農業委員会事務局長 中 廣 晋 建設部長 坂 井 泰 司 村 危機管理監 典 水道局長 明 賀 浩 Ш 道 富 教 育 長 松 村 智 由 教育次長 甲 斐 和 彦 布野支所長 昭 君田支所長 小 田 邦 子 長 田 瑞 作木支所長 矢 野 美由紀 吉舎支所長 伊 達 浩 史 三良坂支所長 野 文 三和支所長 司 古 英 曲 田 憲 監査事務局長機業管理委員会事務局長 甲奴支所長 秋 山 和 宏 新 田 泉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(4名)

事務局長 池 本 敏 範 次長兼議事係長 賀 克 博 政務調査係長 政務調査主任 中 石 田 和 也 田秋 子

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号		議案番号	件名				
第	1		発言の取消しについて				
			(総務常任委員長報告4件)				
		議案第135号 三次市行政組織条例の一部を改正する条例(案) (原案可)					
第	2	議案第144号					
		議案第145号					
		陳情第1号 神杉コミュニティセンターの早期改築について (採択)					
			(教育民生常任委員長報告11件)				
		議案第136号	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)(原案可				
			決)				
		議案第137号	三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例(案)				
			(原案可決)				
		議案第138号	地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関				
			する条例(案)(原案可決)				
		議案第139号	三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税(固定資				
			産税)の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(案)(原案				
第	3		可決)				
		議案第140号	三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例				
			の一部を改正する条例(案)(原案可決)				
		議案第141号	三次市総合福祉センター設置及び管理条例及び三次市福祉保健セン				
			ター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)				
		議案第142号	三次市公の施設の指定管理期間の見直し等に伴う関係条例の整理等				
			に関する条例(案)(原案可決)				
		議案第146号	財産の無償譲渡及び無償貸付について(原案可決)				
		議案第147号	損害賠償の額を定めることについて(原案可決)				
		陳情第2号	塩町中学校区に学校給食共同調理場を残すことについて(不採択)				
		陳情第3号	川地中学校区に学校給食調理場を残すことについて(不採択)				
	4		(産業建設常任委員長報告2件)				
第		議案第143号	三次市県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の一部を改正する条				
			例(案)(原案可決)				
		議案第148号	損害賠償の額を定めることについて(原案可決)				

	T	
		(予算決算常任委員長報告9件)
	議案第149号	令和2年度三次市一般会計補正予算(第8号)(案)(原案可決)
	議案第150号	令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)
		(原案可決)
	議案第151号	令和2年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案)(原案
		可決)
	議案第152号	令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)(原
		案可決)
答 「	議案第158号	令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
第 5		(案) (原案可決)
	議案第154号	令和2年度三次市土地取得特別会計補正予算(第1号)(案)(原
		案可決)
	議案第155号	令和2年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)(原案可
		決)
	議案第156号	令和2年度三次市水道事業会計補正予算(第2号)(案)(原案可
		決)
	議案第157号	令和2年度三次市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)(原案
		可決)
第 6	議案第159号	 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし)
	HIMPICOJO J	VALUE OF STATE OF STA
第 7	議案第160号	令和2年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)(原案可決)
第 8	発議第11号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書(案) (原案可決)
		学術会議任命拒否について、政府に徹底した説明を求める意見書
第 9		(案) (原案可決)
	発議第13号	コロナ禍の経験をふまえ介護保険制度の改善を求める意見書(案)
第10		(原案可決)
		条件不利地域に対する更なる支援を求める意見書(案)(原案可
第11		決)
holes	7/v, =3/a fata [-]	
第12	発議第15号 	「黒い雨」の控訴取り下げについての意見書(案)(原案可決)
第13	発議第16号	尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保に関する意
- カ I O		見書(案)(原案可決)

令和2年12月三次市議会定例会議事日程(第5号)

(令和2年12月18日)

				/ 13 / H	2 中12月10日)
日程番号		議案番号		件	名
第	1			発言の取消しについて	249
	2			(総務常任委員長報告4件)	
		議	135	三次市行政組織条例の一部を改正する条例(案)	249
第		議	144	指定管理者の指定について	249
		議	145	財産の無償譲渡について	249
		陳	1	神杉コミュニティセンターの早期改築について…	249
				(教育民生常任委員長報告11件)	
		議	136	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	列(案)251
		議	137	三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改	女正する条例(案)251
		議	138	地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関	関係条例の整備
				に関する条例 (案)	251
		議	139	三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域にお	おける市税(固
				定資産税)の課税免除に関する条例の一部を改正	Eする条例(案)…251
		議	140	三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別	川措置に関する
第	3			条例の一部を改正する条例(案)	251
		議	141	三次市総合福祉センター設置及び管理条例及び三	三次市福祉保健
				センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	河(案)251
		議	142	三次市公の施設の指定管理期間の見直し等に伴う	り関係条例の整
				理等に関する条例(案)	251
		議	146	財産の無償譲渡及び無償貸付について	251
		議	147	損害賠償の額を定めることについて	251
		陳	2	塩町中学校区に学校給食共同調理場を残すことに	こついて251
		陳	3	川地中学校区に学校給食調理場を残すことについ	.て251
				(産業建設常任委員長報告2件)	
第	4	議	143	三次市県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の	つ一部を改正す
师	•			る条例(案)	261
		議	148	損害賠償の額を定めることについて	261
				(予算決算常任委員長報告9件)	
第	5	議	149	令和2年度三次市一般会計補正予算(第8号)	(案)262
		議	150	令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算	算(第2号)(案)262

	議 151	令和2年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案)262
	議 152	令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)262
	議 153	令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
		(案)
	議 154	令和2年度三次市土地取得特別会計補正予算(第1号)(案)262
	議 155	令和2年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)262
	議 156	令和2年度三次市水道事業会計補正予算(第2号)(案)262
	議 157	令和2年度三次市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)262
第 6	議 159	人権擁護委員の候補者の推薦について266
第 7	議 160	令和2年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)267
第 8	発 11	子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書(案)270
ttr o	発 12	学術会議任命拒否について、政府に徹底した説明を求める意見
第 9		書 (案)
第10	発 13	コロナ禍の経験をふまえ介護保険制度の改善を求める意見書(案)274
第11	発 14	条件不利地域に対する更なる支援を求める意見書(案)277
第12	発 15	「黒い雨」の控訴取り下げについての意見書(案)278
竺 1 0	発 16	尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保に関す
第13		る意見書(案)280
		•

~~~~~~ () ~~~~~~~

### ——開議 午前10時 0分——

○議長(新家良和君) 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和2年12月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

三次市議会では、アルコール消毒の遂行、マスク着用、マスク着用での発言、約1時間ごとの休憩と換気、また、傍聴席においても、3密の状態を避けるために一部入場の制限など、新型コロナウイルス感染症予防の対策を講じてまいりました。おいでくださいました、また御視聴いただきました皆さんには御不便をおかけしたり、聞きづらい部分があったかもしれませんが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は24人であります。

本日の会議録署名者として、鈴木議員及び黒木議員を指名いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### 日程第1 発言の取消しについて

○議長(新家良和君) 日程第1、発言の取消しについてを議題といたします。

山村惠美子議員から、12月4日の会議における発言について、その内容が不適切であったため、会議規則第64条の規定により、お手元に配付のとおり発言を取り消したいとの申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、山村惠美子議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第2 総務常任委員長報告4件

議案第135号 三次市行政組織条例の一部を改正する条例(案)

議案第144号 指定管理者の指定について

議案第145号 財産の無償譲渡について

陳情第 1号 神杉コミュニティセンターの早期改築について

○議長(新家良和君) 日程第2、議案第135号三次市行政組織条例の一部を改正する条例(案) 外2議案及び陳情第1号神杉コミュニティセンターの早期改築についてを一括議題といたします。

議案3件及び陳情1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

(総務常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 大森総務常任委員長。

### [総務常任委員長 大森俊和君 登壇]

○総務常任委員長(大森俊和君) 今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案3件及び陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月4日及び14日に委員会を開催し、担当部長等の出席、また、陳情者から趣旨説明を受け、慎重に審査いたしました。

議案第135号三次市行政組織条例の一部を改正する条例(案)外2議案については、審査の 結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第135号三次市行政組織条例の一部を改正する条例(案)については、情報政策監を新たに設置し、デジタル技術活用をより強固に推進することで市民の利便性向上を図るものである。とりわけこの分野は高度かつ専門性を求められることから、専門職員の育成、また専門機関との連携等、あらゆる方法を協議・検討され、いち早く効果が得られることを期待申し上げる。

議案第144号指定管理者の指定については、指定管理者の変更に伴う雇用やその条件、支所への市営住宅に係る相談窓口の継続など、市民サービスが低下することがないよう、市も積極的に関わりながらスムーズな運営体制へ移行すること。また、引き続き、業務執行に当たっては透明性の確保等により一層努めること。

次に、陳情第1号神杉コミュニティセンターの早期改築については、市財政の現状を鑑みたとき、早期の実現は困難だと考えるところであります。しかしながら、該当施設は地域の拠点であり、基幹避難所と位置づけられている。この重要な役割を持つ施設も、経年劣化、高齢者、障害者に対応していない構造、狭隘なトイレ、衛生的とは言い難い調理室など、施設に求められている本来の機能が果たせていないことから、本陳情の願意は妥当と判断し、採択とします。今後、必ず訪れる大修繕や改築について、将来的な財政負担等を反映した全市的なコミュニティセンターの維持管理計画について早期に検討するよう強く要望いたします。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告とします。

以上であります。

○議長(新家良和君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第135号外2議案及び陳情第1号を一括採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。陳情については採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第135号外2議案及び陳情1件は委員長の報告のとおり可決及び採択されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### 日程第3 教育民生常任委員長報告11件

議案第136号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)

議案第137号 三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例 (案)

議案第138号 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備 に関する条例(案)

議案第139号 三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税(固 定資産税)の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (案)

議案第140号 三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する 条例の一部を改正する条例(案)

議案第141号 三次市総合福祉センター設置及び管理条例及び三次市福祉保健 センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第142号 三次市公の施設の指定管理期間の見直し等に伴う関係条例の整理等に関する条例(案)

議案第146号 財産の無償譲渡及び無償貸付について

議案第147号 損害賠償の額を定めることについて

陳情第 2号 塩町中学校区に学校給食共同調理場を残すことについて

陳情第 3号 川地中学校区に学校給食調理場を残すことについて

○議長(新家良和君) 日程第3、議案第136号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案)外8議案及び陳情第2号塩町中学校区に学校給食共同調理場を残すことについて並びに 陳情第3号川地中学校区に学校給食調理場を残すことについてを一括議題といたします。

議案9件及び陳情2件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 鈴木教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 鈴木深由希君 登壇〕

**〇教育民生常任委員長(鈴木深由希君)** 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長報告 をさせていただきます。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案9件及び陳情2件につ

いて、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月10日に委員会を開催し、担当部長等の出席、また、陳情者から趣旨 説明を受け、慎重に審査いたしました。

議案第136号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)外8議案については、 審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第141号三次市総合福祉センター設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)については、指定管理者の変更によりデイサービスや地域の利用者が困ることがないよう配慮されたい。

次に、陳情第2号塩町中学校区に学校給食共同調理場を残すことについては採択すべきであるとして述べられた内容としては、地域の子供たちに地元の皆さんが作られた野菜等を提供する仕組みの中で行われている食育は、学校と地域の連携を深め、Iターン・Uターン者の大きな満足にもなっており、市が進めるべき地域づくりや地域ビジョンに掲げる目標にも沿ったものであるといった意見が出されました。不採択とすべきであるとして述べられた内容としては、調理場を何か所も新設するということは難しい。ほかの調理場も老朽化していく中、輸送時間などの立地条件による選定が必要なので、塩町中学校区内に新設すべきとは言えないといった意見が出され、本陳情については、賛成少数により不採択とするものと決しました。

次に、陳情第3号川地中学校区に学校給食調理場を残すことについて、審査の結果を申し上げます。陳情第3号は採択すべきであるとして述べられた内容としては、地産率が40%以上というのは、どこにでもあるような取組ではなく、これが地域の魅力になっている。ここしかない特徴を生かした地域づくりや子育てのために調理場を残してもらいたいという地域の思いを議会は受け止めるべきであるといった意見が出されました。不採択とすべきであるとして述べられた内容としては、雇用の場として地域に給食調理場があるということが I ターンの動機に直接つながるのか疑問であり、また、大型冷蔵庫設置についてはもう少し地域内で検討が必要ではないか、給食調理場は輸送時間など立地条件で選定する必要があるといった意見が出され、本陳情については、賛成少数により不採択とするものと決しました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(新家良和君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 保実議員。
- **〇18番(保実 治君)** 陳情第2号の不採択とすべきとして述べられた内容で、この文章を見ますと、「輸送時間などの立地条件による選定が必要なので、塩町中学校区内に新設すべきとは言えない」というこの文言、これはどうも私は理解がしにくいんですが、もうちょっと分かりやすく教えていただきたい。

それと、不採択にするための意見としてはほかにどんなものがあったのか、それをお伺いします。

(教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 鈴木委員長。
- ○教育民生常任委員長(鈴木深由希君) お答えします。

配送時間に関する、細かくということですけど、それに関して、委員からの意見を付しての ときには、細かい内容についての意見はありませんでした。だから、その意見のままを報告に まとめております。

それから、その他、陳情第2号に関してでよろしいですか。その他は、定住の決め手等、すばらしい仕組みを残してほしい。その他、意見が出ました。それから、500食規模でも顔が見える親近感がある調理場になると思うかどうかという質問にも、生産者の課題をクリアすれば可能な数であるというお答え。また、子供の声はという質問について、給食を一番楽しみにしていると、小さい小規模の調理場の仕組みを残してもらうことが子供たちにとって最善と考えるというお答え。また、4,000食になったらUターン・Iターンに影響が出るのかという質問がありましたが、移住を考える方は食の意識が高く、こういうことになると進めにくくなる、調理場が廃止されると進めにくくなるといった意見がございました。

○議長(新家良和君) ほかに質疑はありませんか。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 保実議員。
- ○18番(保実 治君) 今のこの輸送時間などの立地条件に対する塩町中学校区内に新設するべきでないということは、委員の皆さん全員の総意だったんですかね。

(教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 鈴木委員長。
- ○教育民生常任委員長(鈴木深由希君) 総意ではございません。委員の意見でございます。それ ぞれの意見を付しております。
- ○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 竹原議員。
- **○20番(竹原孝剛君)** 陳情第2号で不採択とすべきとして述べられた内容で、調理場を何か所も新設するということは難しいという意見が書いてありますが、その内容について、なぜ何か所も新設したら難しいのかという議論はどういうふうにあったのかということをまずお聞かせ願いたい。

それから、先ほどもありましたが、輸送時間などの条件で、塩町中学校区内には新設すべきでないという意見のようでありますが、これは他にはよいという理解でいいんですかね。輸送時間が適当になるということになれば、塩町中学校区じゃなくても、もっと他の場所に新設すべきだというこれは意見だったのかどうなのかということと、教育委員会が提示している実施

計画の中には時間は書いてないんですよね。距離は書いてあるが、時間は書いてないんです。 時間が書いてないんですが、その輸送時間について、議論は教育民生常任委員会でされたのか どうなのか、併せてお聞きしたいと思います。

(教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 鈴木委員長。
- ○教育民生常任委員長(鈴木深由希君) あくまでも陳情の説明を受けた後の陳情者に対する質問がありまして、このたびの不採択に対する議論というものはございませんでした。そして、ここに記してありますのは委員の意見でございます。
- ○20番(竹原孝剛君) 議論はあったのかということ。議論はなかったなら、ないと。
- ○教育民生常任委員長(鈴木深由希君) だから、しておりません。
- 〇議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)
- 〇議長(新家良和君) 藤岡議員。
- ○12番(藤岡一弘君) 陳情第3号川地中学校区に学校給食調理場を残すことについて、2点ほど質問をさせていただきます。

委員長報告の中に、まず1点目といたしまして、「輸送時間など立地条件などで選定する必要性がある」という文言があったんですけれども、これについてもう少し具体的に説明していただければなと思います。

そして、2つ目に、今回、賛成少数により不採択となったということについてですが、採択、不採択ということは、採択というのは、願意妥当であり、実現性があるものに対しては採択を、その反対に、願意が妥当ではなく、実現性がないものに対しては不採択をというところにおきまして、今回、不採択ということは、この陳情に対して、願意は妥当ではない、そして実現性もないというところで意見が出たのかと思います。しかし、実際に放送を見させていただきましたが、不採択とされた議員の中にも、冒頭、その取組について、すばらしいや、その取組の頑張りは理解できるというふうな発言もございました。願意のところは妥当ではあったのではないでしょうか。実現性は、ここにもございますように、報告の中にもありますように、難しいところはあるかもしれません。願意は妥当であるが、実現性は難しいのであれば、趣旨採択という選択肢もあったのではないかと思います。そこについては議論はあったのかなかったのか。

また、そして、今回、賛成少数により不採択となったんですけれども、不採択となったその 理由を明確にお示しいただきたいと思います。

(教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 鈴木委員長。
- ○教育民生常任委員長(鈴木深由希君) 最初の御質問ですが、先ほどと重複しております。そういった議論はございませんでした。

そして、先ほどおっしゃいました、採択、不採択に対して、願意妥当であると。それを尊重

した意見もあった上で不採択を選ばれている。これは委員の意思であります。 7名をもって採択しましたので、私がここで述べるべき事柄ではございません。

そして、今、趣旨採択というお言葉でしたが、委員会では、採択、不採択、継続審査、この 3点でありますが、採択で少数であったということで、不採択という結論が出ました。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 藤岡議員。
- ○12番(藤岡一弘君) 私は、1点目の質問といたしまして、この第3号における川地中学校区に学校給食を残していただくことについて、それについての、輸送時間など立地条件などで選定が必要となるという、そこの具体的な説明をしていただきたかったんです。議論があったとかなかったではなくて、この3号におけるです。そこのところをもう一度具体的に。

先ほど竹原議員からもありましたけれども、教育委員会の方々が整備計画案の中に配送の想定したものを掲載していただいています。あれを見ても、川地って一番距離は遠いわけですよ。その中で、輸送時間など立地条件、一番遠いけ、一番時間がかかるけ、例えばそこに1か所を置かんといけんよねとか、そういったところもそういう意味なのか。であれば、反対だと思うんですね。なので、ちょっとそこのところが分からなかったので、輸送時間など立地条件で選定する必要があるというところの、この第3号における具体的な説明をしていただければなと思います。

趣旨採択については、採択の中で、願意は妥当であるが、実現性がない場合に趣旨採択という方法があるというところなんですけれども、それについて、採決に入る前に討論があったかと思うんです。その討論で、全ての委員からいろんな意見が出たと思います。その中で、委員長として皆さんの意見をまとめると、趣旨採択も可能なんじゃないか、そういう選択肢もあるという、そういう提案といいますか、そういう相談というものはあったのかなかったのかだけ、2点ほど質問させてください。

(教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 鈴木委員長。
- ○教育民生常任委員長(鈴木深由希君) 最初の御質問ですけど、そういった議論は、委員会の中で細かい時間に対する議論はしておりません。ただいま陳情のときの採択に関する報告にしておりますので、その質問とは少し外れてはないかと思います。

それから、先ほどの趣旨採択に関しましては、皆さんにお諮りしておりません。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございませんか。

(9番 山村惠美子君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 山村議員。
- **〇9番(山村惠美子君)** 陳情第3号に関します件ですが、川地地区の皆様におかれましては、非常に災害の多い地域であり、給食調理場を防災の拠点としても多機能化をして残してほしいという陳情がございました。このことについて、委員会での議論は進まなかったのでしょうか。

もしございましたら、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

(教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 鈴木委員長。
- ○教育民生常任委員長(鈴木深由希君) 陳情者に来ていただきまして、その趣旨を説明いただき、 議論はしております。

それと、この採択、不採択の結論、そこへどう結びついたかは、それぞれの委員の意思であります。

(9番 山村惠美子君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 山村議員。
- **〇9番(山村惠美子君)** 大きな、重要な件として陳情されていたということで、今、出された意見ということを御説明していただいたわけで、そのことについて出された意見はございませんでしたかという問いでございますが。

(教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 鈴木委員長。
- ○教育民生常任委員長(鈴木深由希君) 申し訳ありません。質問の意味がちょっとつかめないので、もう一度お願いします。

(9番 山村惠美子君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 山村議員。
- **〇9番(山村惠美子君)** 出された意見を、今、御報告がございましたが、防災に関する陳情に対しての委員会の中での意見はなかったかという質問をさせていただいたんです。

(教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 鈴木委員長。
- **〇教育民生常任委員長(鈴木深由希君)** ございませんでした。
- ○議長(新家良和君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

討論願います。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 保実議員。
- ○18番(保実 治君) ただいまの委員長報告に対してのことですが、陳情第2号塩町中学校区に学校給食共同調理場を残すことについてに対しての委員長報告に対し、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

陳情の趣旨に「調理場は地域の雇用の場であり、地元食材の納入先でもあるため、地域の一体感を生み出す重要な拠点です。今後も子供たちの郷土愛を育み、成長を支える場として存続を要望します」とあります。本市がめざす安心・安全なまちづくり、地域の絆、郷土愛という視点からも理解できるものだと思います。私の地域は、Iターン・Uターン、孫ターンの多い

ところでもあります。小学生の大半はそういった家族の子供たちです。この移住・定住の決め 手の1つが、学校給食を含めた教育環境です。

また、陳情の理由に「私たち保護者は、この豊かな自然と地域に愛着を持った人たちに囲まれて子育てをしていることに幸せを感じています」とあります。それが、三次市の、特に周辺地域のよさでもあります。将来を担う子供たちへの保護者有志の願意は理解できるものであり、採択をすべきものであると私は思います。

陳情第2号の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(新家良和君) ただいま陳情第2号に対する委員長報告に反対、陳情に賛成の討論がございました。

それでは、陳情第2号を採択することに反対の討論を許します。

(24番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 小田議員。
- **〇24番(小田伸次君)** 私は、この陳情第2号に対して採択することに反対の立場で討論に参加 したいというふうに思います。

このたび塩町中学校区保護者有志の方から出されたこの陳情、大変中身としては重たいものがあるというふうには感じております。しかし、今回、執行部のほうで出された給食調理場1か所案、その中において出てきた、こういった陳情でございますが、市長のほうも言われました。今回、1か所に建設をするというのは、今現在、市街地の中で給食を受けられていない中学生の皆様に一刻でも早く給食を届けたいという思いの中で調理場を建設していかなければならないというときに、様々なことを鑑みたときには、1か所で作っていこうという苦渋の決断をされたというふうに言われました。これは苦しい決断だったんであろうと思います。それはなぜかというと、今回、こういった陳情が出ていることも耳に入り、心に届いたのだというふうに思います。こういった東情が出ていることも耳に入り、心に届いたのだというふうに思います。こういったすばらしい取組をされている地域の取組を、これを三次市全体の小学生、中学生にこの取組を広げていくことをめざしてやりたいという発言もありました。そういうふうにして、この三次市内の子供たちに対して新鮮で安心・安全な野菜を給食の食材として届けるシステム、こういったものを構築していくことのほうが私はこれから大事なんだろうというふうにも思っております。ましてやこの陳情を採択すれば、調理場をやっぱり建設することになろうかというふうに思います。

昨日も話をしましたけども、その中で、やはり財源というものを無視して考えるわけにはいかないのが現状だというふうに思います。この中で、これを認めて採択をすると、建設をする方向に向かうのだろうというふうに思いますので、この思いは大変重たいものだとは思いますが、この陳情を採択することに対しては反対であります。

○議長(新家良和君) 次に、陳情第2号を採択することに賛成の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新家良和君)** 討論なしと認めます。これをもって陳情第2号の討論を終わります。

これより陳情第2号塩町中学校区に学校給食共同調理場を残すことについて採決いたします。 委員長報告に対し、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(新家良和君) 起立少数であります。

よって、陳情第2号塩町中学校区に学校給食共同調理場を残すことについては不採択と決しました。

ほかに討論ございませんか。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 藤岡議員。
- ○12番(藤岡一弘君) それでは、私は、陳情第3号川地中学校区に学校給食調理場を残すことについて、この陳情に対しまして賛成の立場といたしまして、委員長報告に反対の討論を行わせていただきます。

今回、この陳情第3号は、川地連合自治会、そして、生産者であります太陽グループの方々、川地小学校保護者代表の方々、川地中学校保護者代表の方々、川地保育所保護者会長の方々、この川地に住み、食べ物を作り、そして子育てをされている多くの地域の方々によって提出をされています。この川地地区から提供されている学校給食におきましては、この学校給食は、それぞれの自治会であったり、生産者の方々であったり、保護者の方々など、地域全体により作られ、支え、継続されてきたすばらしい取組です。子供たちは、給食の時間はもちろん、登下校に至るまで、生産者の顔が見える交流を行っています。この地域の方々との交流は、より食材のおいしさであったり、農作物を作る大変さであったり、そういった食べ物の大切さを深く学ぶことができていると思います。そういった地域に根を張った食育というものは、都市部にはない、この三次、そして川地ならではの魅力であり、その地域で子育てをされている保護者の方々であったり子供たちにとって、このまちに住んでよかったと思えるのではないでしょうか。

この陳情の事項でございます。食育の推進、避難所としての機能向上のために、川地中学校 区に給食調理場を残してくださいというこの陳情事項に対して様々な議論がされてきましたが、 実現性のところで言うと、委員会の中でも難しいのではないかという意見が出ました。しかし、 願意に対しては、これは地域の方々の思いを議会が重く受け止めることが必要ではないかと思 います。願意は妥当といたしまして、私は、この第3号川地中学校区に学校給食調理場を残す ことについて、賛成の立場といたしまして、委員長報告に対する反対討論とさせていただきま す。

○議長(新家良和君) 委員長報告に反対する討論がございました。陳情に賛成する討論でございました。

続いて、陳情第3号を採択することに反対の討論を許します。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 杉原議員。
- **〇22番(杉原利明君)** 陳情第3号に対する不採択という立場での討論をさせていただきたいと 思います。

当然、三次市民の方の様々な思い、要望というのはたくさんあると思います。もちろんそれぞれに聞いてあげたい思いというのも私も当然ありますけれども、その全てを聞いてあげられないというのは、これは現実の話であります。議員として、行政の次に、いろいろな三次市の状況、データというのも提供される中で、やはり総合的にこの三次市の未来をどうやってつくっていくのかというバランスを持った運営というのを我々議会というのは迫られておるんだろうというふうに思います。今回、三次市として、まさに今定例会に上程されております予算、そして整備計画というのは、この給食調理場1か所4,000食を作って、三次市の旧市内の子供ら、中学生も含めて全員に、温かい、衛生管理基準の適合した給食調理場で安心・安全なものを食べさせていくという姿勢を明確に打ち出された予算であり、昨日も賛成多数でこの三次市議会で可決しましたし、この後、正式に本会議で認める、私は認める予定のものでございますけれども、つまり、この陳情書というのは、やはり実現の可能性というのが、今、この現段階で私はやはりないというふうに思っております。

そして、もちろん不安な点に思っておってのことというのは、しっかり対応できることは対応していくべきだというふうに思いますし、郷土愛というところで言えば、今後もしっかり教育委員会が学校教育や社会教育の中で、今以上の三次市に対する愛、川地に対する愛というのを育んでいく取組というのをやってほしいと思いますし、太陽グループさんの取組というのはすばらしいものだと思います。新しくできる新調理場にも、ぜひともこれまでの知見をお貸しいただいて、この三次市全域に野菜、地産地消を高めていく取組に協力していってほしいと思いますし、川地の子供たちが感じている、今まさに同僚議員の藤岡議員が言った、感謝の気持ちであったり、地元に対する愛というのを今感じられていないほかの地域の子供たちにもしっかり感じさせてあげたい。そういう取組を、じゃ、学校の給食調理場だけでしかできんのかといったら、私は、それ以外の中、学校以外、家庭や地域でもこれから取り組んでいく仕組みというのをこれからみんなで考えてつくっていくべきだというふうに思っています。

学校給食には確かに地元の調理場には収められるようになるかもしれんけど、新しい調理場にまず収めてほしい。そういったことが難しいというのであれば、地域のみんなで話し合って、例えば、定額制で、毎日送迎される保育所で週に2回ぐらい、毎月、定期的に地元の野菜が買えるような取組をするとか、川地のAコープでそういったこと、定額制で毎週2回ぐらい届くとか、コミュニティセンターを使っても構いません。そうやって家庭の中で地元の野菜を地産地消していくような取組を考えるとか、僕はもっともっとこれからさらにすばらしい地域を川地がつくっていけるアイデアというのを出していくことが、これからまた議会、そして行政とともに、地域とともにやっていくべきことだと。

財源にも限りがあります。やはりバランスを持って、大所高所からこの三次市の未来、持続 可能な三次をつくっていくということをしっかりと啓蒙していくのが私は議員の仕事だと思っ ています。地域の要望を何でも聞けん。支援者に嫌われることもあるかもしれません。じゃけど、大所高所からこの三次市の未来を描いていく、それが政治家の役割だというふうに思っています。仲間に入れていただけるのであれば、私もそういったアイデアを出して、さらなる地域力の向上に向けた協力もしていきたいということを思って、しかし、これは、今、実現は難しい、三次市の給食調理場は一本化する、そういうことで、この陳情に対しては不採択の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(新家良和君) 続いて、陳情第3号を採択することに賛成の討論を許します。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 宍戸議員。
- ○10番(宍戸 稔君) 私は教育民生常任委員会の委員でございますけども、今、討論を聞いていると、私は、陳情ということと実現がどうかというのは切り離して捉えるべきだというふうに委員会では申し上げたんですけども、あくまでも陳情された皆さんの思いをどういうふうに受け止めるかということだろうと思うんですね。議会としてどう受け止めるかと。だから、市長に対して要望書が出た、陳情が出た。市長も重く受け止めるということはちゃんと言われておる。それは、気持ちはよく分かると。やっぱりそこを議会が酌み取る。採択をして、でも、できることとできないことがあるんですよということがそれから先の判断なんです。

ですから、さっきの2号も3号もそうなんですけども、やはり地元でなけりゃできんことがあるんだから、地元の思いを酌んでくれやということなんですね。そのことはちゃんと受け止めるべきだと。それも受け止められんというのはおかしいですよ。そんなことをする議会は、本当に冷たいという言葉がさっきあったんですけども、そうじゃなしに、ちゃんと受け止めて、受け止めた上でこういうふうにいろんなことがあってできませんよとか、いやいや、できるようにしましょうよとかいうことの判断は次の段階なんです。それを門前払いのように、もう駄目ですよと。これだけ2つの地域からいろんな形で市長のほう、議会のほうに出されとる思いというのはちゃんと受け止めると、採択すべきだというふうに私は思います。そこをイコール、建設せにゃいけんのんじゃということにつなげること自体おかしい。思いというのはちゃんと受け止める。これが議会ですよ。そういうことをちゃんと踏まえてから、採択すべきか、不採択すべきかというのを議論せにゃいけんのに、そこのところができてない。私はちゃんと受け止めるべきだと思いますよ。

以上です。

○議長(新家良和君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより陳情第3号川地中学校区に学校給食調理場を残すことについてを採決いたします。 反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

陳情第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(新家良和君) 起立少数であります。

よって、陳情第3号川地中学校区に学校給食調理場を残すことについては不採択と決しました。

次に、議案第136号外8議案に関する討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第136号外8議案を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第136号外8議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第4 産業建設常任委員長報告2件

議案第143号 三次市県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の一部を改正す る条例(案)

### 議案第148号 損害賠償の額を定めることについて

○議長(新家良和君) 日程第4、議案第143号三次市県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の 一部を改正する条例(案)外1議案を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

(産業建設常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 保実産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 保実 治君 登壇〕

**○産業建設常任委員長(保実 治君)** 皆さん、おはようございます。今期定例会において産業建 設常任委員会に付託となりました委員長報告をさせていただきます。

今期定例会に産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経 過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月11日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査を いたしました。

議案第143号三次市県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例(案)外 1議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと 決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映してい

ただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(新家良和君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第143号外1議案を一括採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第143号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第5 予算決算常任委員長報告9件

議案第149号 令和2年度三次市一般会計補正予算(第8号)(案)

議案第150号 令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (案)

議案第151号 令和2年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第152号 令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第153号 令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (案)

議案第154号 令和2年度三次市土地取得特別会計補正予算(第1号)(案)

議案第155号 令和2年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)

議案第156号 令和2年度三次市水道事業会計補正予算(第2号)(案)

議案第157号 令和2年度三次市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)

○議長(新家良和君) 日程第5、議案第149号令和2年度三次市一般会計補正予算(第8号) (案)外8議案を一括議題といたします。

議案9件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 宍戸予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○予算決算常任委員長(宍戸 稔君) 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案9件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月16日及び17日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、学校

給食調理場に係る補正予算については、市長等に出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第149号令和2年度三次市一般会計補正予算(第8号)(案)については、委員から、小・中学校の児童生徒に早急においしく安心・安全な給食の提供、地産地消の推進、食育の推進、地域に愛着を持つ子供たちを育て、川地中学校区、塩町中学校区の建設要望を踏まえた3か所整備とするために、4,000食対応とされている学校給食調理場整備経費の調査測量設計監理委託料1,600万円を3,000食対応とする1,200万円に減額、継続費を削除し、繰越明許費1,200万円、債務負担行為4,800万円を追加する修正案が提出されました。

修正案に賛成の意見としては、「子どもたちの給食の教育条件で最もよいのは自校式、最も悪い条件が1か所集約であり、3か所整備は1か所整備より教育条件としてよい」、「1か所にすることは地域の活力の大事な要素を奪うことになる」、「地域に根づいた食育は都市部にはない魅力であり、地域の活性化に寄与するものである」、「それぞれの地域が元気になることで三次市全体が元気になる」、「それぞれの地域の人と自然で培われた学校給食は、U・Iターンなど移住者にとって最大の魅力であり、地域の宝である」、「食育の取組が失われることは三次市全体の損失である」、「継続費の25億4,400万円は、建設費の内訳など審査の材料が少なすぎる」、修正案に反対の意見としては、「調査測量設計監理等委託料の減額により経費が不足し、円滑な事業実施ができないことが予想される」、「合併後、様々な大型事業ができたのは合併特例債や交付税の特別措置があったから」、「給食調理場を3か所整備すると、義務的な経費が増え、財政の自由度が失われていく」、「財源についても無視できない」、「子供たちにおいしい給食を提供したいという思いは、今回の1か所案の中でどう取り組むかが大切である」、「継続費は事業費の全体を把握できるものであり、適当である」などが出されました。

採決の結果、賛成少数で修正案は否決となり、議案第149号は原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第150号令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)外議案8件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第149号について、学校給食調理場の整備に当たっては、まちづくりを前提に取り組まれてきた地域の声を大切にし、地域の取組が後退しないよう、まちづくり全体のことと捉えてサポートされたい。新たに整備される給食調理場にあっても、これまで地産地消に取り組んでこられた方々の協力が得られるよう早急に協議を進め、具体化を図られたい。また、継続費にあっては、本市において初めての計上であり、議会に対して丁寧な説明と報告に努められたい。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用に当たっては、国が示す地域未来構想20オープンラボに沿った取組だけではなく、地域連携などに戦略的に取り組まれたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見につ

いても、今後施策に十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(新家良和君) ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に 行われておりますので、省略いたします。

これより討論を行います。討論を願います。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 竹原議員。
- ○20番(竹原孝剛君) 議案第149号について反対の討論を行います。

三次市議会では、予算修正案を提出し、否決となった場合、修正案を除く採決でなく、全体に戻って採決をするという方法をとっています。よって、修正すべきとして10名の議員がその意思を明らかにしましたが、その意思が反映されにくい採決の方法となっています。議員の意思をしっかり反映するような議会改革をすべきだと思っています。他の議会でも、議員の立場がより分かりやすく、議決内容、議事機関としての責任など、機能しているところがあります。これにしっかりと学ぶべきだというふうに思っています。昨日は、この先例規則によって、予備審査機関である予算委員会では、全体に戻っての議論でありましたので、全体賛成をしたものであります。しかし、修正案提案者とすれば、意思の一貫性として、今日でありますが、本会議中心主義の原則にのっとり、反対討論を行うものであります。

この149号の議案は、昨日、継続費の削除、4,000食対応でなく3,000食対応として、調査測量設計委託料を400万円を減じて1,200万円とする修正案を提案したものであります。非常に残念でありますが、今日の新聞等へも載せていただきましたが、10対12ということで否決になったものであります。その他についての補正予算については、災害復旧、コロナウイルス対策や水害対策、ポンプの設置、備蓄倉庫建設など、非常に急がれる内容であります。とても重要な予算の提案であります。これについては早急に取り組まなければなりません。しかし、この議会では、一部反対、一部賛成という制度ではありません。仕方なく、全体とすれば、その内容については賛成でありますが、今から述べます給食調理場関係については、子供たちや地域の人たちや住民要望、民意が届かない、一部冷たい補正予算となっており、非常に残念であります。

この問題は、給食調理場を3か所にして、おいしい給食を子供たちに提供できるかという問題もありますが、しかし、このことで、いろいろ先ほどから議論になっていますように、さらにこの三次市に住みたい、住み続けたいまちにするか、人に優しいまちなのかどうかという問いかけの問題であります。その大きな岐路だというふうに思っています。このことは何事にも変えられない、他に選ぶことのできない不変のものだと思っています。人口減少の歯止めはどうしても取り組んでいかなければならない課題だというふうに思っています。良識ある判断を、この三次市議会として、今日、態度を決めなければなりません。政治が人に寄り添わなくてはなりません。財政一辺倒の議論や、金や物に頼るのは、市民や国民が政治不信を抱くだけであります。人づくりこそがまちづくりであります。このことをしっかりと我々議員は肝に銘じて、その取組をしなくてはなりません。

2つ目に、継続費の問題であります。これも昨日大きく議論をしましたが、日本は民主国家であります。立憲主義を守ってきた国なんです。より議論を深めて結論を出さなくてはなりません。今回の継続費の提案は、4年間で25億4,400万円の一括提案であります。憲法でも決まっていますように、93条では、地方公共団体へ議事機関として議会を設置するということになっています。その議事機関の機能とすれば、しっかりと議論し、審議をするということになっています。そのことに抵触するものではないかというふうに思っています。しっかりとした議論をしなくてはなりませんし、資料の提供、情報の公開の下で議決をしていかなくてはなりません。場所の決定もなく、用地も確定もせず、熱源も明らかでありません。また、環境対応や多機能化についても明らかになっていないのであります。そのような乱暴な事案について、議論もせずにこれを決定する、4年間にわたって予算を認めるということにはならないわけであります。毎年審議しなくてはならない単年度主義、この議決権の侵害になるということであります。特例を用いてまでこれを行うということは、先ほど言いましたように、政治不信や議会不信を抱くことになります。審議権の剥奪になる。継続費は、債務負担行為に切り替えて、毎年の議案にすべきだということであります。よって、149号の反対討論とし、議員全員の、皆さんの御賛同を頂きますようにお願いして、討論を終わります。

〇議長(新家良和君) 賛成討論を許します。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 杉原議員。
- ○22番(杉原利明君) 今、149号に対する反対討論がありましたけれども、昨日の修正予算の際は、私もぎりぎり、少し工期が延びて開始が遅くなるんじゃないんですかというような質問もさせていただきました。減額修正の部分に対してですね。しかし、今の反対討論は、149号全体に対する反対討論でありまして、今回、これを否決すれば、給食調理場は完全に1年以上先延ばしになってしまう。さらに言えば、今回出されておるコロナ対応の予算等も全て使えなくなってしまう。そして、障害者の医療給付費も1億円以上出ていますけれども、それらの給付も全てできなくなってしまう。この予算を通さないということは、三次市の、今年度だけじゃなくて、ずっとこれから先の子供らに食べさせてあげる給食に関しても、完全に1年以上食べれんようになるということになりますので、これを賛成せんということは、昨日しかも決着がついておる案件でございますので、改めて賛成とさせていただきます。
- ○議長(新家良和君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。以上で討論を終結します。

ただいま反対討論のありました議案第149号令和2年度三次市一般会計補正予算(第8号) (案)を起立により採決いたします。

議案第149号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(新家良和君) 起立多数であります。

よって、議案第149号令和2年度三次市一般会計補正予算(第8号)(案)は原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第149号令和2年度三次市一般会計補正予算(第8号)(案)以外の議案8件について一括採決いたします。

議案8件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第149号を除く議案8件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第150号から議案第157号までの議案8件は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をしたいと思います。議場の換気を行いたいと思います。再開は11時 20分といたします。

> ~~~~~~ ○ ~~~~~~~ ——休憩 午前11時10分—— ——再開 午前11時20分—— ~~~~~~~ ○ ~~~~~~

日程第6 議案第159号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(新家良和君) 休憩前に引き続き会議を開催します。

日程第6、議案第159号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第159号の議案1件について御説明申 し上げます。

議案第159号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

三次市の区域における人権擁護委員の真野登美子氏からの申出により、同氏が令和2年10月31日付をもって解職されたことに伴い、新たに佐々木固代氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上 げます。

○議長(新家良和君) 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第159号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第7 議案第160号 令和2年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)

○議長(新家良和君) 日程第7、議案第160号令和2年度三次市一般会計補正予算(第9号) (案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

**○副市長(堂本昌二君)** ただいま御上程になりました議案第160号の議案1件について御説明申 し上げます。

議案第160号令和2年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、補正後の総額を466億2,574万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費のひとり親世帯臨時特別給付金1,700万円は、8月に支給したひとり親世帯臨時特別給付金について、国が年内の再支給を発表したため、支給見込額3,141万円のうち、執行残額を除いた1,700万円を追加するものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

国庫支出金は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金1,700万円を追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上 げます。

〇議長(新家良和君) 質疑を願います。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 藤岡議員。
- ○12番(藤岡一弘君) 今回の一般会計補正予算(第9号)(案)の中にございます、このひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について質問をさせていただきます。

今回、再支給ということで、年内の支給をめざすというところではあるんですけれども、この支給の手続について質問をさせていただきます。今回、再支給分の基本給付については、基本的には申請不要という形で受け取ることができると理解をしています。ただし、申請が必要

な方もいらっしゃると聞いています。この申請が必要な方というのは、まず1つ目に、公的年金等を受給していることにより令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、2つ目に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方、この2つに該当する方は申請が必要というふうに理解をさせていただいています。基本的には申請不要なんですけれども、中には申請が必要な方もいらっしゃると。三次市において、基本的には申請は要らないんですけれども、申請が必要な方というのは何人ぐらいいらっしゃるのか。もしかしたら分からないかもしれないんですけれども、そこを質問させていただければなと思います。

そして、もし分かるのであれば、この申請が必要な方について、聞き逃し、知らんかったじゃ非常に支援がいかないことになりますので、どのように周知徹底をされていくのかというところを2点ほど、合計2点質問をさせていただきます。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 松長子育て支援部長。
- **〇子育て支援部長(松長真由美君)** このたびの再支給につきましては、この方の対象は、12月11 日時点で既にこの基本給付の支給を受けているまたは基本給付の申請をされている方というの が再支給の対象となっております。議員おっしゃった、公的年金等を受給していて令和2年6 月分の児童扶養手当の支給を受けていない方であるとか、あるいは家計急変で、今現在は児童 扶養手当を受けていらっしゃらないけれども、収入が児童扶養手当の方と同じ水準になってい る方という、この2つの方がいらっしゃいますけれども、この方については、まだ申請期間が 令和3年2月末までございます。したがって、その時点で申請された方については、同時に再 支給分の申請もしていただくということで、2回分の支給を受けるという形になっております。 それから、対象者がということでございますけれども、当初の見込みとしましては、公的年 金等を受給していることで児童扶養手当の支給を受けていらっしゃらない方というのは12世帯 を見込んでおりました。また、家計急変で収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準に なっている方というのは、これは、実際どれだけの方が三次市にいらっしゃるかという正確な 把握はできておりませんけれども、今現在、児童扶養手当を申請していらっしゃって、ただ、 所得がその制限をオーバーして、全部停止になっていらっしゃる方というのが約50数世帯あり ますので、ほかの方を見込んで113世帯を見込んでいたところでございます。実際については 正確な把握はできていないところです。
- ○議長(新家良和君) ほかに質疑はございませんか。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 松長部長。
- 〇子育て支援部長(松長真由美君) 周知について漏らしておりました。

この周知につきましては、まず、市の広報紙であるとかホームページであるとかいったこと はもちろんでございますけれども、今から個別に、この再支給について、対象者の方へ通知の ほうを送ることになると思います。その中で、追加給付の申請であるとか、そういったことを もう一度周知したいと思います。

ただ、対象者でない方がいらっしゃいますけれども、この方については、他のひとり親家庭の医療費であるとか、そういったところで把握できている方については個別の通知ができますけれども、そうでない方については、やはり広報紙などで周知を図りたいと思っております。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 藤岡議員。
- **〇12番(藤岡一弘君)** 対象になる方には個別で電話をすることをされるということで、すばら しい取組だと思います。ぜひよろしくお願いします。

もう一つ、それに関連しまして、先ほど言われたように、例えば、自分が対象なのか、対象 じゃないのか分からない方というのはどこに相談をすればいいのか。一応、厚生労働省のとこ ろによると、コールセンターを設けてあるということなんですけれども、これは三次市の子育 て支援課などに相談をしていただいても構わないのかというところを最後1点質問させてくだ さい。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 松長部長。
- **〇子育て支援部長(松長真由美君)** おっしゃるとおり、国のコールセンターでも結構ですし、身 近なところで、子育て支援課あるいは相談室のほうへ御相談いただければと思います。
- O議長(新家良和君) ほかに質疑はありませんか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 竹原議員。
- **○20番(竹原孝剛君)** ひとり親世帯臨時特別給付金事業、従来の社会保障の改善策として、これがまた、定期的というか、不定期でありますが、一定の金額を給付する施策というふうに捉えていますが、これについて、そんなに場当たり的にするんじゃなくて、基本的に、国民や市民の生活を安定的に暮らせるような諸条件ということで、社会保障の改善ということになるのか。そういう方向なのか。

それから、三次市として、このひとり親世帯へ給付する金額が、これが妥当だというふうに 判断をされているのか、国が言うたけ、しょうがないけ、国のとおりにしよるのか、三次市と しての独自というものはあるのかないのか、お聞かせ願いたいと思います。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 松長部長。
- **〇子育て支援部長(松長真由美君)** この再支給分につきましては、国のほうで12月11日の閣議決定をされて、年内支給ということですので、今、市としては、この年内支給に向けて注力しているところでございます。

市独自の政策ということでございますけれども、ひとり親世帯の状況把握の1つとして、給付金の追加給付につきまして、追加給付というのは、新型コロナウイルスの影響を受けて、家計が急変して、収入が少なくなった、減ったという方が申請できる追加給付でございますけれ

ども、今時点、対象者の約3割の方が申請している状況です。

また、相談室のひとり親家庭の相談状況を見ましても、昨年とほぼ変わりない状況というのがございますので、今後、ひとり親世帯の状況、この申請がどのような状況になるかとか、あるいは相談内容がどうなるのかというところを把握しながら、また、窓口に来られた方の聞き取りをしながら、ひとり親家庭の状況を把握した上で、市独自の施策について必要かどうかいうところは検討させていただきたいと思っております。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございませんか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 竹原議員。
- ○20番(竹原孝剛君) 答弁に困っとるんですが、要するに、これは、そういう新たな社会保障制度じゃないんですよ。新たに国民の生活の安定とか安心を図る制度じゃなくて、基本的に、ひとり親世帯の調査をちゃんとして、ここまで金額が要るよとか、そういう温かい制度じゃないんですか、これは。だから、今言ったように、そんなことじゃなくて、三次市がもっと市民が安定的に生活できるような補償制度にしますよという答弁が欲しかったんですが、なかったので、そこも含めてよく考えてこの制度の運用をしてほしいということを意見に申し添えておきます。
- ○議長(新家良和君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案1件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第160号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。 討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第160号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第160号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第160号令和2年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第8 発議第11号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書(案)

〇議長(新家良和君) 日程第8、発議第11号子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書 (案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

**〇8番(伊藤芳則君)** ただいま御上程となりました発議第11号について、提出者を代表して提案 理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、小田伸次議員、宍戸 稔議員、齊木 亨議員、横光春市議員、藤 井憲一郎議員、藤岡一弘議員、掛田勝彦議員と私、伊藤芳則でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

### 発議第11号

子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書(案)

全国の自治体で子どもの医療費助成制度の拡充がすすみ、厚生労働省の2018年度調査で、「高校卒業まで」実施している自治体は、入院・通院とも全体の3割を超えている。また「中学校卒業まで」実施をあわせると、入院・通院とも約9割の自治体にのぼっている。これは、子どもの医療費助成制度を求める住民の要求が高いことをあらわしている。

広島県のように入院・通院とも就学前にとどまっている都道府県は、全国でも半数以下となっている。

広島県は、「国がやること」との理由で、国へは要請しているものの、県としては16年間、制度拡充をおこなっていない。広島県内の市町においては自治体の努力により拡充が進んでおり、県内23市町の全てが県の制度を上回っている。

一方、自治体間の格差がひろがっているのが現状である。広島県は県民の要求や県内自治体 の状況に向き合い、子どもの医療費助成制度の拡充に向けて取り組む時に来ていると考える。

よって、県においては、子どもの医療費助成制度において、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 県は、県独自の助成制度の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)12月18日

三次市議会

以上でありますが、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。 〇議長(新家良和君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。

討論願います。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 黒木議員。
- ○15番(黒木靖治君) 私は、会派、公明党を代表して、発議第11号の子どもの医療費助成制度 の拡充を求める意見書(案)について、反対の立場で討論をいたします。反対の理由を3点申 し上げます。

まず1点目として、社会保障と税の一体改革において、社会保障の安定財源確保に向け、平成26年度から消費税率が上げられ、地方消費税の税率引上げ部分については、義務教育就学前における乳幼児医療費助成を含む社会保障経費の一部として充てられています。しかしながら、都道府県や市町によって対象年齢などの制度が異なることは適切ではないと考えており、引き続き、全国知事会において、全国一律の医療費助成制度の創設を国に働きかけておられます。

2点目といたしまして、子どもの医療費助成制度は、県内市町において、既に小学校や中学校、高校までと、地域実情の中で人口減少対策や子育て支援事業の中で、市町独自の移住・定住対策となっております。これを県で一律に実施してしまうと、各市町の地域事情対策としての課題解決としての特徴のある事業の実現が難しくなると考えます。

3点目といたしまして、広島県では、少子化対策や子育で支援として、県独自の不妊治療助成事業や、妊娠、出産、子育でまでワンストップで子育での不安や問題を解消する相談支援事業として、広島版ネウボラ制度など、様々な子育で支援事業をしており、特にネウボラ制度については、本市、三次市においても含め、現在、3市3町で先行して実施しております。県内の全市町に順次拡大予定となっております。子ども医療費助成制度の拡充につきましては、安定的かつ持続可能であることが重要であると考えます。そのため、県の財政が現状を考えると厳しい中で医療費助成制度を拡充すると、県の財政負担が大きくなり、県の補助により市町が実施している事業や、今後、県の補助により行う市町の子育で支援事業にも影響が出てくると考えられます。

全ての子供たちが健やかな生活を送る上で、その根幹に関わる医療費助成制度につきましては、本来は、国が制度設計を行って、全国一律のサービスとして提供するものと考えております。公明党としても、今後、国に対してしっかりと働きかけていくこととしております。

以上の理由により、子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書(案)の採択に対して反対 討論といたします。

○議長(新家良和君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。これをもって発議第11号の討論を終わります。

これより発議第11号を採決いたします。

本意見書案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

### [賛成者起立]

〇議長(新家良和君) 起立多数であります。

よって、発議第11号子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第9 発議第12号 学術会議任命拒否について,政府に徹底した説明を求める意見書 (案)

○議長(新家良和君) 日程第9、発議第12号学術会議任命拒否について,政府に徹底した説明を 求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

**〇21番(齊木 亨君)** ただいま御上程となりました発議第12号について、提出者を代表して提 案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、小田伸次議員、山村惠美子議員、横光春市議員、伊藤芳則議員、 藤岡一弘議員、中原秀樹議員と私、齊木 亨でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

### 発議第12号

学術会議任命拒否について, 政府に徹底した説明を求める意見書(案)

科学者の代表機関である日本学術会議が推薦した新会員候補について、政府は、9月28日の決裁で105人の推薦者のうち6人の任命を拒否した。

拒否の理由は、6人が過去に政府に対して批判的な発言をしていたためではないかとの受け 止めも多くある中、菅総理は、「総合的・俯瞰的観点から判断した」との答弁に終始してい る。さらには、総理は拒否した6人を含む推薦者名簿を見ていないと話しており、行政官が判 断に関与したのではないかなど、多くの問題や疑問が露呈している。

任命拒否は、学問研究に対する「萎縮効果」を与え、「科学者コミュニティの自治・自律」の侵害ともいえることなどから、憲法第23条が定める「学問の自由」の侵害となり得る。また、内閣総理大臣が勝手に判断することはできない旨を規定した日本学術会議法にも明らかに違反している。

一体誰が何の権限や基準に基づいて判断し、決裁したのか、任命拒否の理由が全く明らかに なっていないにもかかわらず、政府は、日本学術会議の体質に問題があるかのように論点のす り替えを始めている。 以上の諸点に鑑み、今回の政府の対応に強く抗議する。

総理をはじめとする政府は、拒否された6人の任命を行い、日本学術会議の自主性・自律性を今後も担保するとともに、任命拒否の理由や一連の経緯などを明らかにするため、徹底的に説明責任を果たすよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)12月18日

三次市議会

以上でありますが、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長(新家良和君) 本意見書案は、会派共同提案でありますので、先例により質疑を省略いた します。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより発議第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第12号学術会議任命拒否について、政府に徹底した説明を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第10 発議第13号 コロナ禍の経験をふまえ介護保険制度の改善を求める意見書 (案)

○議長(新家良和君) 日程第10、発議第13号コロナ禍の経験をふまえ介護保険制度の改善を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

〇8番(伊藤芳則君) ただいま御上程となりました発議第13号について、提出者を代表して提案 理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、小田伸次議員、宍戸 稔議員、藤井憲一郎議員、藤岡一弘議員、 掛田勝彦議員と私、伊藤芳則でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第13号

コロナ禍の経験をふまえ介護保険制度の改善を求める意見書(案)

介護保険制度は施行後丸20年を経過した。この間サービスの削減や負担増を図る制度の見直しが繰り返され、「保険あって介護なし」の事態が広がっている。低く据え置かれた介護報酬のもとで介護事業所の経営難も続いており、介護従事者の給与が全産業労働者平均よりも月額9万円も低い実態は依然として改善されていない。

さらに今般の新型コロナウイルス感染症が経営難・人手不足の疲弊しきっていた介護事業 所、介護従事者を直撃している。今も感染終息を見通せない状況の中、マスク・ガウンなどの 物資の不足、厳しい職員体制が続いており、職員は「いつ感染するか」「感染させてしまわな いか」という強い不安と緊張を抱きながら介護に従事している。大幅な減収によって生じた経 営的なダメージも解消されていない。今必要なことは、こうした困難を早急に打開し、「第2 波」「長期化」に備えて介護基盤を強化していくよう、政府が力を尽くすことである。

介護事業所・介護従事者がコロナ禍で抱えている困難は、政府がこれまで進めてきた給付削減・負担増一辺倒の介護保険制度「見直し」が、いかに介護保障の基盤を切りくずしてきたかを改めて浮き彫りにしている。現在、次期介護報酬改定の審議が続いているが、基本報酬部分を底上げさせることが必要である。介護保険制度の抜本的な改善がせがまれている。

よって、国においては、介護保険制度の改善をはかるための施策を行い、次の措置を講ずる よう要望する。

- 1 国は、衛生用品・防護具の安定的な供給、介護従事者・利用者に対する必要なPCR検査 の迅速な実施、介護事業者への経済的支援、介護従事者への支援など、新型コロナウイルス 感染症に対する対策を強化すること。
- 2 国は、来年4月からの介護報酬改定において、介護の質の向上、安定的な事業所経営、感染症への適切な対応が可能となるよう、介護報酬の大幅な引き上げ・見直しを行うこと。
- 3 国は、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げ、その財源は全額公費負担でまかなうよう措置すること。
- 4 国は、介護保険財政への国庫負担割合を大幅に引き上げ、利用料・介護保険料を軽減するなど、国民が必要な時に十分な介護を受けられるよう介護保険制度の改善を図ること。
 - 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)12月18日

三次市議会

以上でありますが、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長(新家良和君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。

討論願います。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 杉原議員。
- ○22番(杉原利明君) コロナ禍の経験をふまえ介護保険制度の改善を求める意見書(案)に対して反対の立場で討論させていただきますけれども、まずもってこの提出者と私の考え方は合わないというところがあります。冒頭に、「『保険あって介護なし』の事態が広がっている」とありますけれども、この介護保険制度始まって20年の中で、どれだけ利用者が増えてきて、どれだけ介護給付費が増えてきたかと。国がやってきた制度の中でも、大変成功している制度、多くの人、国民、市民を助けている制度だというふうに思っております。私の身の周りでも、この介護保険制度によって大変助けられておる方もいらっしゃる中で、三次市議会の名で、衆参議長、総理大臣、厚生労働大臣に向けて、この文言で、「保険あって介護なし」ということを三次議会の中で提出するというのは、私はちゃんと正当な評価をすべきだと思いますし、この名前で出すということは私は大変恥ずべきことだろうというふうに思っています。

そして、要望の中ですけれども、1番のコロナウイルス感染症に対する対策を強化することは、もちろんすべきだというふうに思います。2番において、介護報酬の大幅な引上げとはまいりませんけれども、今も介護報酬の引上げというのは話し合われておりますし、当然、私も介護報酬の引上げということに異論はありません。3番以降が大変無理がある要望だというふうに思っています。国は全ての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げ、その財源は全額公費負担で賄うよう措置することということで、この文言をそのまま引用すれば、国内の全介護従事者の給与を9万円増額して、その財源は全て公費で賄えという内容でございますけれども、到底無理なことだろうというふうに思います。そして、4番においても、介護保険財政への国庫負担割合を大幅に引き上げ、引き上げた中で、利用料、介護保険料は軽減せよという内容ですけれども、やはり国の財源というのも限りがあります。これだけの費用を国に負わせるということは、やはりその他のサービスということは、大きくどこか減らしていかないけんというふうに思います。国が負担せよと言っても、元は国民の皆様から頂いた血税であり、借金でありますので、お金は天から降ってくるわけではなく、あまりにも私はこれは行き過ぎた要望だろうというふうに思います。

現在、2018年度の決算で言うと、社会保障給付費121兆円を超えており、国家予算を上回る額で社会保障給付費というのは払われていますけれども、この日本の社会保障制度において、ほとんどのケースで現役世代が高齢者を支える構造となっています。つまり、高齢者に恩恵が偏っておるのがこの社会給付制度でありますけれども、これをさらに国費で賄え、国庫で賄えということになれば、介護保険制度においても、40歳から64歳の2号被保険者のほうが、65歳以上の第1号被保険者よりも保険料も多く納めていますし、さらなる現役世代の負担割合というのが大きくなるんだろうというふうに思います。やはり世代間格差というのが、今この我が国の社会保障制度においては大変問題になっているんだろうというふうに思っています。やはりこれからの若い世代の方が希望を持てる税の使い方、地域経済を回すような商工費の増額と

か、そういった方向へ、やはり世代間のあまりの格差は埋めていくような要望というのを国に すべきだと思いますし、やはりこの国が未来へ向けて希望が持てるためには、私は税の使い方 を一から組み替えていかんと、このままの使い方では未来はないというふうに思っています。 やはり三次市議会の名で出す以上、ある程度の責任も伴う意見書だろうと思いますので、私は このあまりにも行き過ぎた要望というのには賛成できないというふうに思っております。議会 運営委員会のほうで賛成表明された会派の議員皆さんも、どうか意見を翻意していただいて御 賛同賜りますようお願い申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

○議長(新家良和君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって発議第13号の討論を終わります。

これより発議第13号を採決いたします。

本意見書案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(新家良和君) 起立多数であります。

よって、発議第13号コロナ禍の経験をふまえ介護保険制度の改善を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第11 発議第14号 条件不利地域に対する更なる支援を求める意見書(案)

O議長(新家良和君) 日程第11、発議第14号条件不利地域に対する更なる支援を求める意見書 (案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

〇21番(齊木 亨君) ただいま御上程となりました発議第14号について、提出者を代表して提 案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、小田伸次議員、山村惠美子議員、横光春市議員、伊藤芳則議員、 藤岡一弘議員、中原秀樹議員と私、齊木 亨でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第14号

条件不利地域に対する更なる支援を求める意見書(案)

近年、地方の人口減少・高齢化は急速に進んでおり、総務省が2019年9月~11月に実

施した「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」で、2015年4月~201 9年4月までの4年間で消滅した集落が全国で164あったとの報道があった。

この調査は、過疎地域と地域振興関連4法の指定の全国1,045市町村(条件不利地域)が対象となっており、その消滅した164の集落が存在する自治体で消滅した数の多さの全国の順位は、1位が岡山県の高梁市で11集落、2位が三次市の7集落と公表された。

本市において4年間で消滅したとされる7集落は、前回調査の平成27年4月の時点で、いずれも1~4名の集落であり、調査の定義に疑義はあるものの、総務省の支援策である「集落支援員」をはじめとして、様々な定住施策等を積極的に展開している本市にとっては、イメージダウンにつながりかねない誠に憂慮すべきことである。

市町村における「条件不利地域」にある集落数は、全国で75,398集落あり、集落数の 多さの全国順位は、1位が岡山県真庭市の850集落、2位が三次市の847集落、3位が近 隣の庄原市の817集落となっている。

本市議会としては、今年6月定例会において「新たな過疎対策法の制定においても現行法に 基づく「みなし過疎」特例の維持等を求める意見書」を議決したところであるが、国において は、条件不利と言われる地域に対し、そこに住み続ける住民が安心・安全に暮らせる地域とし て健全に維持されるために、更なる総合的な支援が行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)12月18日

三次市議会

以上でありますが、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長(新家良和君) 本意見書案は、会派共同提案でありますので、先例により質疑を省略いたします。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより発議第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第14号条件不利地域に対する更なる支援を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第12 発議第15号 「黒い雨」の控訴取り下げについての意見書(案)

○議長(新家良和君) 日程第12、発議第15号「黒い雨」の控訴取り下げについての意見書(案)

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

**〇8番(伊藤芳則君)** ただいま御上程となりました発議第15号について、提出者を代表して提案 理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、小田伸次議員、宍戸 稔議員、齊木 亨議員、横光春市議員、藤 井憲一郎議員、藤岡一弘議員、掛田勝彦議員と私、伊藤芳則でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第15号

「黒い雨」の控訴取り下げについての意見書(案)

7月29日に広島地裁で出された「黒い雨」訴訟の判決は、原告全員を被爆者と認定し、被 爆者健康手帳の交付を命じた。しかし、8月12日、国は広島市と広島県が控訴断念を求めた にもかかわらず控訴した。

これは半世紀近くにわたり、黒い雨地域の拡大を求めて続けてきた原告や家族、支援者の願いを踏みにじるものであり、極めて遺憾である。原告はいずれも高齢となり、4年を超える裁判の中で十数名がすでに亡くなっている。これ以上時間をかけることはできない。

控訴の際、国は「黒い雨」地域について検証する方針を示したが、確実に地域を拡大することを約束しているわけではない。

これまで、広島県・広島市とも聞き取り調査などで住民の訴えを丁寧に聞き取り、国に対し地域拡大を求めてきた。

国は、「被爆者に寄り添う」気持ちがあるならば、広島県・広島市のこのような調査を尊重 し、原告の方々に控訴理由や今後の地域拡大の方針をきちんと説明するべきである。

よって、本市議会は、県と国に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 広島地裁の判決を受け入れ、ただちに控訴を取り下げること。
- 2 原告84人全員を被爆者と認定し、被爆者手帳を交付すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)12月18日

三次市議会

以上でありますが、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。 〇議長(新家良和君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論願います。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(新家良和君) 黒木議員。
- ○15番(黒木靖治君) 私は、会派、公明党代表として、先ほどの発議第15号の「黒い雨」の控 訴取り下げについての意見書(案)について反対の立場で討論いたします。反対の理由を3点 申し上げます。

まず1点目でございますが、今回の訴訟で控訴しないとなれば、原告84名の皆さんへの被爆 者健康手帳は交付をされますが、原告に加わっていない、該当者の方には手帳は交付されませ ん。別に訴訟を起こさなければならなくなります。

2点目といたしまして、広島県・広島市は、今後、国が再調査を早期に行うことの言質を取り付けるとともに、調査について、県・市の選んだ学識経験者を調査に加えるよう要請し、認められております。特に、広島市が選任した広島大学鎌田七男名誉教授は、長年、原子爆弾や原発事故後の放射線の影響について研究をされている方でございます。

3点目といたしまして、訴訟に勝つことより、より多くの黒い雨体験者の方に被爆者健康手帳が交付される黒い雨降雨地域が拡大されることが最良の選択だと考えます。今回の原告団の平均年齢は83歳であり、他の黒い雨体験者の方も御高齢であり、健康を考えると大変厳しい状況でございます。いずれにいたしましても、早期解決に向けて、公明党は、国に対しては、黒い雨体験者の切なる願いを実現し、救済するためには、一刻も早く黒い雨降雨地域の拡大を実現していただく必要があると考えており、科学的知見を超えた政治判断を優先していただくよう、国に対してしつかりと求めてまいります。

以上の理由により、「黒い雨」の控訴取り下げについての意見書(案)の採択については反対といたします。

以上です。

○議長(新家良和君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって発議第15号の討論を終わります。

これより発議第15号を採決いたします。

本意見書案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(新家良和君) 起立多数であります。

よって、発議第15号「黒い雨」の控訴取り下げについての意見書(案)は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第13 発議第16号 尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保に関する

### 意見書(案)

〇議長(新家良和君) 日程第13、発議第16号尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全 確保に関する意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

〇議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

**〇21番(齊木 亨君)** ただいま御上程となりました発議第16号について、提出者を代表して提 案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、小田伸次議員、山村惠美子議員、横光春市議員、伊藤芳則議員、 藤岡一弘議員、中原秀樹議員と私、齊木 亨でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第16号

尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における

安全確保に関する意見書(案)

令和2年5月8日午後4時50分頃、日本の領海内に侵入した中国海警局の公船2隻が尖閣諸島・魚釣島の西南西約12キロの海上で、操業中の沖縄県漁船に接近し追尾する事態が発生した。その後も同国公船は領海内への侵入や漁船への接近等を繰り返し、10月には日本政府による尖閣諸島国有化以降、過去最長となる約57時間以上にわたり日本の領海内にとどまるなど活動を強めている。

また、今年に入り11月12日までに尖閣諸島周辺における中国公船が293日確認され、 領海への侵入は21日に上るなど異常な事態が続いており、周辺で操業を行う沖縄県漁業者に 対し、これまでにない大きな脅威と不安を与えている。

尖閣諸島は1895年(明治28年1月)に日本政府が沖縄県への所轄を決定して以来、歴史上も国際法上も認められた我が国固有の領土であることは紛れもない事実であるにもかかわらず、同海域で頻発する中国公船の沖縄県漁船に対する威嚇行為は、今後さらなる不測の事態を招くおそれがあり、断じてあってはならない。

よって、本市議会は世界平和実現に向かって不断の努力を続ける本市の平和に対する願いをともに取り組む二元代表制の立場から、政府に対し、尖閣周辺海域における中国公船による沖縄県漁船への追尾・威嚇行為などを行わないよう中国政府に働きかけるとともに、日中両国間の緊張がエスカレートすることを避けるため、平和的な外交によって中国との関係改善を図りながら、冷静かつ毅然たる態度で尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について適切な措置を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)12月18日

三 次 市 議 会

以上でありますが、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長(新家良和君) 本意見書案は、会派共同提案でありますので、先例により質疑を省略いた します。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより発議第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第16号尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保に関する意見書 (案) は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

ここで、私から一言お礼を申し上げさせていただきます。

冒頭にもお話ししましたように、今定例会も新型コロナウイルス予防対策を講じて運営して まいりました。おかげさまで、議会、また執行部においても一人の体調不良者も出すことなく、 本日、最終日を迎えられました。皆様の御協力のおかげと思っております。心より感謝申し上 げます。

市民の皆さんにお伝えいたします。令和2年はとても厳しい1年でありましたが、残るところ、今年も僅かとなりました。皆様、どうか、これから寒さも増してくると予測されますが、くれぐれも体調には御注意いただき、輝かしい新たな年を御家族、そして地域全体で元気に迎えられるよう御祈念申し上げます。来る2021年、令和3年は、我々が新型コロナウイルス感染症に打ちかつことができ、これまでの平常な生活を取り戻せることを信じています。これからも一緒に頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

これにて令和2年12月三次市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

——閉会 午後 0時19分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年12月18日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 鈴 木 深由希

会議録署名議員 黒木靖治